

お知らせ

パートⅢ

年金

国民年金の保険料

4 月から、国民年金保険料は 1 力月 15,020 円に変更となります。保険料は、日本年金機構から送付される納付書で銀行や郵便局、コンビニエンスストアなどで納めることができます。

また、口座振替やクレジットカードでも納めることができます。口座振替の申し込みは、銀行などの金融機関へ、クレジット

トカードでの納付の申し込みは市国保年金課高齢者医療年金班または各支所市民福祉課でお手続きください。なお、詳しくは左記へご確認ください。

■船橋年金事務所（☎047-424-8854）、国保年金課高齢者医療年金班（☎内線 288・289）。

加入している年金制度が変わったら届け出を

春は異動のシーズン。就職・

転勤・退職の多い時期です。

加入している年金制度が変わった場合は、忘れずに変更手続きをしましょう。

【国民年金第 1 号被保険者に加入するときは市へ届出が必要】

●会社を退職したとき（被扶養配偶者も同様）。

●配偶者の扶養から外れたとき（収入増や離婚など）など。

【国民年金第 3 号被保険者になるときは配偶者の勤務先へ届け出を】

●配偶者の扶養になったとき（結婚や退職など）。

●配偶者が会社を変ったときなど。

※第 3 号被保険者が第 1 号被保険者に変更されたときは、忘れずに届け出をお願いします。

※詳しくは左記まで。

■船橋年金事務所、国保年金課高齢者医療年金班。

学生納付特例制度の手続き

学生納付特例制度は、学生の在学期間中の国民年金保険料を後払いできる制度です。承認期

間に支払いがなくても未納にはなりませんので、在学中に病气やケガで障害が残った場合でも、障害年金が受けられます。

今年度の承認期間は、平成 23 年 4 月～平成 24 年 3 月です。この制度の申請は毎年度必要です。で、昨年度に申請した人も再び申請が必要になります。

なお、日本年金機構より継続申請のながきが届いた人は、はがきで申請してください。

この申請が遅れると、障害年金や遺族年金に該当しない場合もありますので、注意してください。

学生特例承認期間分の追納は、10 年以内であればさかのぼって追納できます。また、3 年目以降は、当時の保険料に一定の加算額が上乗せされます。

なお、追納しない場合には、将来受け取る老齢基礎年金が減額されてしまいます。追納できるようにになったときは、年金事務所へ連絡してください。

■大学（院）・短大・高等専門学校・専修学校に在学の人、各種学校の 1 年以上の課程に在籍している人（海外の学校の学生は対象外）で、本人の前年所得が 118 万円以下の人。

■新年度有効な学生証（コピー可）または在学証明書・年金手帳・認め印をお持ちの上、国保年金課高齢者医療年金班または各支所市民福祉課まで申請してください。郵送の場合は、申請書に漏れなく記入の上、学生証のコピーまたは在学証明書を添付して国保年金課高齢者医療年金班まで郵送してください。

■船橋年金事務所、市国保年金課高齢者医療年金班（☎270-1396 印西市大森 2364-12）。

国保

平成 23 年度から後期高齢者医療人間ドック・脳ドック検査費用の助成を開始

今月から後期高齢者医療の被保険者を対象に、人間ドックおよび脳ドック検査費用の助成を行います。

■印西市に住所を有する千葉県後期高齢者医療の被保険者。 ※次のいずれかに該当する人は対象となりません。

①後期高齢者医療保険料を滞納している人。

②市で実施する健康診査を受診した人。

【助成額】【人間ドック】検査費用の 2 分の 1（30,000 円限度）。

【脳ドック】検査費用の 2 分の 1（20,000 円限度）。

■検査医療機関に予約後、被保険者証と印鑑をお持ちの上、事前に左記または各支所市民福祉課窓口で申請してください。

国民健康保険人間ドック・脳ドック検査費用を助成

■国民健康保険に 1 年以上加入している 40 歳以上で、保険税を完納している世帯の人。

※特定健康診査を受診する場合は助成対象となりません。

事前申請することで検査費用の助成が受けられます。

【助成額】【人間ドック】検査費用の 2 分の 1（30,000 円限度）。

【脳ドック】検査費用の 2 分の 1（20,000 円限度）。

■検査医療機関に予約後、被保険者証と印鑑をお持ちの上、事前に左記または各支所市民福祉課窓口で申請してください。

●国民健康保険の手続き●

区分	こんなときは手続きを	手続きに必要な物
国保に加入するとき	印西市に転入したとき	転入届・印鑑
	職場の健康保険をやめたとき（退職したときや扶養家族から外れたとき）	職場の健康保険をやめた証明書・印鑑
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳・印鑑・世帯主の預金口座（出産育児一時金が支給される場合）
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書・印鑑
	外国籍の人が加入するとき	外国人登録証明書
国保をやめるとき	印西市から転出するとき	保険証・印鑑
	職場の健康保険に入ったとき（就職や扶養家族になったとき）	国保と職場の両方の保険証・印鑑
	死亡したとき	保険証・死亡を証明する物・印鑑・葬祭を行った証明書類・葬祭を行った人の預金口座（葬祭費支給のため）
	生活保護を受けるようになったとき	保護開始決定通知書・保険証・印鑑
	市内で住所が変わったとき、世帯主が変わったとき	保険証（加入者全員）・印鑑
その他	子どもが就学のため、ほかの市町村に行くとき	在学証明書・保険証・印鑑
	保険証を紛失した、または破損して使えなくなったとき	印鑑・使えなくなった保険証
	退職者医療制度の対象になったとき	保険証・年金証書・印鑑

※保険証を交付する際、上記のほか本人を確認できる書類（運転免許証・パスポート・住民基本台帳カードなど）をお持ちください。

※申請用紙は、市ホームページまたは国保年金課、各支所市民福祉課に用意。

■国保年金課資格給付班（☎内線 286・287）。

「受取代理制度」が追加に

国民健康保険加入者が出産したとき、出産育児一時金が支給されます。4 月 1 日の出産から、支給方法に「受取代理制度」が追加されます。

【支給額】子ども一人につき 42 万円（妊娠 22 週未満の場合や、産科医療補償制度に加入していない医療機関で出産した場合は 39 万円）。

【出産費用に「受取代理制度」が追加される場合の申請方法】

①「直接支払制度」を利用

市への申請は必要ありません。出産する医療機関で、この制度を利用する旨の合意文書を書き、その後は医療機関が事務手続きを行います。

ただし、出産費用が支給額未満の場合には、差額は市から支払

給するため別途申請が必要です。

②「受取代理制度」を利用

直接支払制度に対応していない医療機関では、4 月 1 日から新たに受取代理制度が導入されます。出産費に「受取代理制度」を直接あてての出産育児一時金を同じですが、妊婦側が出産前に市へ申請する点が異なります。出産予定日まで 2 力月以内となったときから手続きできます。

なお、出産費全額を医療機関窓口で支払った場合、出産後に市への支給申請が必要です。

※直接支払制度または受取代理制度の利用希望者は、出産予定の医療機関などへ事前に確認してください。

■国保年金課資格給付班。

国民健康保険

こんなときは届け出を

【職場の健康保険をやめた場合・加入した場合】

会社を辞めたなどの理由で健康保険の資格を喪失した場合、本人と被扶養者は国民健康保険

（以下、国保）に加入することになります。退職日の翌日から加入資格が発生しますので、14 日以内に届け出をしてください。

国保の加入手続きが遅れても、加入日は資格取得日までさかのぼり、さかのぼった期間の保険税も納付することとなります。

また、会社の健康保険に新たに加入した場合は、国保の資格喪失の届け出が必要です。資格がなくなった後、国民健康保険証を使って診療を受けた場合、国保の医療費は返還することになります。

保険証が変わったときは、現在にかかっている医療機関にその旨を伝え、新しい保険証を提示してください。

【就学のため、市外に住所を定めるとき】

就学のために市外に転出した、引き続きして保険証を持っている人が学生でなくなった場合も届け出が必要です。

※手続きについては右表を参照してください。

■国保年金課資格給付班。

長門川水道企業団 水道料金を改定

長門川水道企業団（栄町および本埜地区の一部の供給区域）では、水道事業経営の安定化を図り今後も低廉で清浄な水を供給していくため、大口需要（月間使用水量 5,001 m³以上）を対象に水道料金の改定を行いました。

●改定日…4 月 1 日（4 月分水道料金より）。

●改定内容…下記の通り。

【現行】1 力月につき従量料金 1,001 m³以上—325.5 円 / m³

【改定後】1 力月につき従量料金 ① 1,001 m³～5,000 m³—325.5 円 / m³ ② 5,001 m³以上—157.5 円 / m³

■長門川水道企業団業務係（栄町役場内・☎9 1111）。

凡例

時日時

会場場

内容内

対象象

定定員

費参加費

申申し込み

問問い合わせ

市ホームページ

市ホームページ

市ホームページ

市ホームページ

市ホームページ

市ホームページ

市ホームページ

市ホームページ

市ホームページ

市ホームページ

市ホームページ

市ホームページ

市ホームページ

市ホームページ